

## 市民後見推進事業実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく市民後見推進事業について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の福祉を増進する観点から、市町村において成年後見制度による専門職以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動の推進が図られるよう支援する。

### 3 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

### 4 事業内容

#### (1) 市民後見人養成のための研修の実施

##### ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

##### イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

#### (2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

##### ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

##### イ 市民後見推進のための検討会等の実施

#### (3) 市民後見人の適正な活動のための支援

##### ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

##### イ 市民後見人養成研修修了者の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

##### ウ 市民後見人及び後見人候補者名簿登録者に対する相談対応や定期的な面談、フォローアップ研修の実施等サポート体制の構築

#### (4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

- ア 市民後見推進のための広報・啓発活動の実施
- イ 市民後見人養成研修修了者の交流を目的とした懇親会等の実施
- ウ その他、市民後見人の活動の推進に資すると認められるもの

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日に施行し、令和7年4月1日から適用する。